

公益社団法人 琉球水難救済会は 海難救助の民間ボランティア団体です。

海難救助訓練

琉球水難救済会は、関係機関、団体等の協力を得て、救難所員の出動時の安全体制確保、救助に必要な知識、救助技術の向上を図り、効果的な海難救助を行うため救難所員の訓練を行っています。

海浜部における訓練

海浜等における人命救助活動をボランティアで出動する救難所員に対し、水上オートバイにライフスレッド(救命ボード)を装着するなどしての救助手法等、救助活動の技術向上をめざした訓練を行っています。



自動体外式除細動器(AED)取扱い訓練

心肺蘇生法を行っている途中、心肺停止の状態にあるときに自動体外除細動器(AED)により、心臓に電気ショックを与えて蘇生させる訓練もおこなっています。



遭難信号訓練

海で遭難した場合には助けを求める必要があり、遭難信号である信号紅炎の取扱い訓練が行われます。



心肺蘇生訓練

船内及び海浜等において、心肺蘇生を必要とする人が出た場合に応急措置をする必要がありますので、各救難所員に対し、心肺蘇生訓練がおこなわれています。



海難救助

海難救助活動は、海上保安機関や関係機関と各救難所が緊密な連絡をとり、捜索救助活動を行っています。沿岸海域での人々や船舶の遭難、海浜における事故等の遭難も多種多様であり、又一般船舶、遊漁船、漁船、プレジャーボート、サーフィン、ダイビング、磯釣り等の救助対象も多彩で、遭難の態様にあつては、海上保安部署の巡視船艇・航空機と緊密な連絡をとり、救助活動を行っています。

救助活動経路図



救助出動報酬

海難救助に出動した救難所員に対し、日本水難救済会の助成を受けて一定の出動報奨金を交付しています。

関係機関との協力

海難救助活動に伴い、関係機関(海上保安庁、消防、警察)と連携協力し対応しています。

救難所員の補償に関する事業

救難所員が救助活動従事中に災害を受けた場合には、日本水難救済会を経て、次の補償等をおこなっています。

- (1) 災害補償
- (2) 賞じゅつ金、忌慰金、見舞金の贈与
- (3) 救難所員等災害共済

沖縄県内には78救難所*が設置されています。*(平成29年6月現在)
所属している救難所員(4,000人余)は漁業や会社員などの職業を持った方々で、海難救助に向かう時には自ら危険を顧みず、人命救助に懸命に取り組んでいます。琉球水難救済会はこのよう、ボランティアを支援して海の犠牲者ゼロを目指して、活動を行っています。



ぐるくん
琉球水難救済会
マスコットキャラクター

海の安全教室

青少年に対する海の安全活動思想普及のため、小中学、高校生等を対象に「海の安全教室」を開催しています。海の安全教室では、人命救助の社会奉仕の尊さ、海事思想の普及をはじめ、命の大切さや、マリンスポーツ等の事故予防の心得や、万一の時の初歩的な心肺蘇生救急法などの現場救命技術講習が行われます。



救命方法実技



救命方法実技



ペットボトル救命浮き輪

救難器具

救難用の資器材を整備し、救難所に対し救命胴衣、双眼鏡、ライフスレッド、AED、小型発電機等を配置しています。また、中学生及び高校生の体験学習に伴い、ライフジャケットの貸出しを行っています。



救命胴衣



救命浮環



ライフガードチューブ



双眼鏡



自動体外式除細動器(AED)



ライフスレッド



(提供：第十一管区海上保安本部)

手漕ぎボート転覆事故で
捜索にあたる救難所所属船



炎上する漁船
(救難所員による乗組員救助)



募金は、多くの県民の
皆様方に支えられており、
ご協力に対し、感謝申し上げます。

後援

国土交通省 海上保安庁 水産庁 消防庁

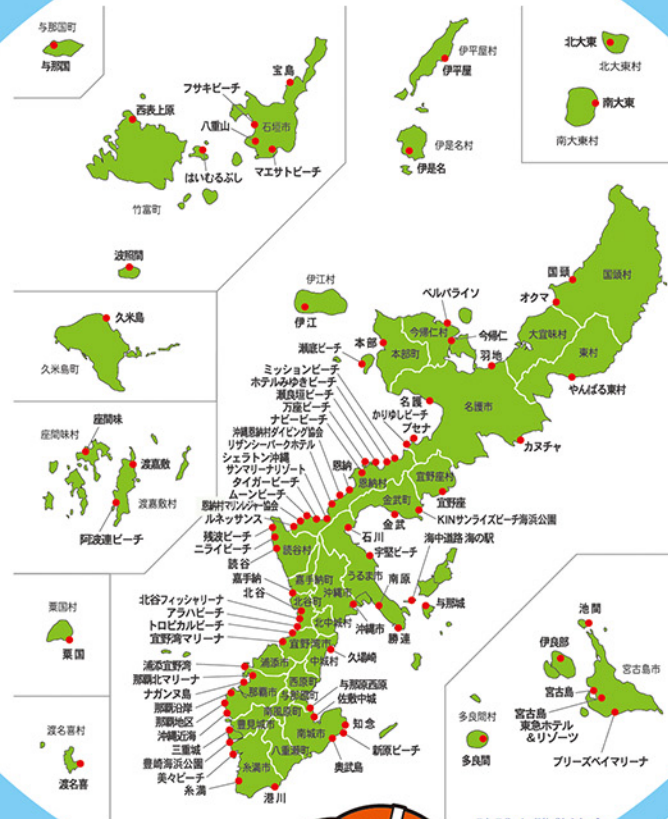
設立及び沿革

- 昭和32年 3月 琉球政府、海運業、水産業及び市町村が救難体制強化に取り込み、民法第34条に基づき、**社団法人琉球水難救済会**を設立した。主務官庁は、琉球政府 警察局となる。
- 昭和42年 琉球政府の補助により那覇市泊北岸に二階建ての事務所を建設した。
- 昭和43年 日本船舶振興会の援助で三階部分を増築した。
- 昭和47年 5月15日 日本復帰に伴い、主務官庁は、海上保安庁・第十一管区海上保安本部となる。
- 平成3年 8月 海洋レジャー関係者の入会を促進し、組織の強化及び救難体制の充実強化を図った。
- 平成9年 9月 社団法人日本水難救済会の組織改編に伴い、日本水難救済会の地方組織として入会した。
- 平成10年 青い羽根募金事業を開始した。
- 平成24年 4月1日 社団法人琉球水難救済会を解散登記。公益社団法人琉球水難救済会を設立登記し現在に至る。主務官庁は、沖縄県 知事公室 防災危機管理課となる。
- 平成26年 老朽化により事務所を改築。同年8月完成。



Marine Rescue Ryukyu

救難所設置箇所 (令和4年9月現在)



公益社団法人
琉球水難救済会

〒900-0012

沖縄県那覇市泊3丁目1番6号

電話：098-868-5940

FAX：098-868-6012



琉球水難救済会
マスコットキャラクター
ぐるくん



ホームページ <http://ryusuikai.jp>

海難救助の民間ボランティア団体



青い羽根募金

青い羽根募金活動は海難救助活動が厳しい海の自然環境の中で行われることが多いため、これら救助活動を支えるために、皆様の善意により寄せられる「青い羽根募金」は、この救助活動の経費に充てられます。救難器具整備、器材費、人命救助訓練経費、救助出動報奨金、救難器材保守、運用経費、広報活動費、募金付帯、業務経費等。

青い羽根募金

沖縄県では、平成9年当会が日本水難救済会への地方組織として加盟したことから、平成10年度から募金活動が行われ、毎年周年行われていますが、7月の「海の日」を中心にして7月1日から8月31日までの2カ月間を強調運動期間として全国的に運動が展開され、沖縄県内においても募金活動が行われています。募金は、多くの県民の皆様方、また各事業所、団体、地方自治体等の協力に支えられています。

寄付金に対する税制上の優遇措置

青い羽根募金は海で遭難した人々の救助活動にあたるボランティアの方々を支援するための募金です。公益社団法人日本水難救済会は「特定公益増進法人」として国から許可されているため、寄付して頂いた方々に対して所得税・法人税の税法上の優遇措置があります。

募金振込先

口座番号
沖縄銀行 高橋支店 普通 1526329 海邦銀行 泊支店 普通 0-508-276
琉球銀行 壺屋支店 普通 4139 ゆうちょ銀行 01780-5-46048
口座名義
公益社団法人 琉球水難救済会
(読み：コウエキシャダンホウジン リュウキュウスイナンキュウサイカイ)

目的及び事業

琉球水難救済会は、水難による人命、船舶及び積荷を救済し、もって海運並びに水産業の発展と海上の安全確保に寄与することを目的とする。

この目的を達成するために「日本水難救済会」と密接な連携のもと次の事業を行う。

1. 救難所の設置及び運営に関すること
2. 水難救済に要する設備、資材の調達に関すること
3. 水難救済に従事し災害を受けた者又はその遺族の扶助に関すること
4. 水難救済に功労のあった者の表彰に関すること
5. 水難救済思想普及に関すること
6. 水難救済に従事する者の訓練及び教育に関すること
7. 水難救済に関する調査研究に関すること
8. 水難救済に従事した者の報償に関すること
9. 会員その他水難救済関係団体との連絡調整に関すること
10. 前号各号のほかに、本会の目的を達成するために必要な事業